

## 交通事故など第三者の行為でけがや病気をしたときは 「被害届」の提出が義務付けられています!!

交通事故など第三者（加害者）の行為によってけがや病気をした際に、国民健康保険証を使って治療を受ける場合は、第三者が負担すべき費用を一時的に国民健康保険（以下国保）が立て替える形で医療費を支払っています。後日、国保より第三者に費用を請求するため、保険医療課（市役所1階）5番窓口で被害届の届出が必要になります。

### 第三者行為 とは？

- 交通事故にあった
- 傷害事件に巻き込まれた
- 他人の飼い犬にかまれた
- 購入食品や飲食店での食中毒
- スキー・スノーボード等での衝突・接触事故

などは、原則として相手方が費用を負担すべきものです。



### <届出に必要なもの>

- ・ 第三者の行為による被害届  
〈様式は保険医療課窓口または市公式ホームページ  
 →組織案内→保険医療課→交通事故などにあった  
 とき→「第三者の行為による被害届」にあります〉
- ・ 国民健康保険証
- ・ 印鑑
- ・ 交通事故証明書（発行された方のみ）

### <医療費の適正化にご協力を>

被害届の届け出がなければ、第三者に費用を請求することができません。これは本来国保が支払う必要のない医療費を負担することとなり、結果として国保財政を圧迫し国民健康保険税の増加につながることも考えられます。被害届の届け出について、ご協力をお願いします。

なお、医療費を適正に給付するため、受診内容の確認の結果、第三者の行為による傷病の可能性がある場合には、ご連絡させていただくことがあります。「負傷（傷病）原因の確認について」という文書が届きましたら、速やかにご回答ください。

問合先 保険医療課 Tel.28-8016

## 広告主を募集中!!

随時受付中!

滝川市では広報紙をはじめ、市公式ホームページ、庁舎の壁面などを広告媒体として活用していただく有料広告事業を行っています。お店のPRや、人材募集、事業のご案内などに活用してみませんか。

### ▼広報たきかわ広告

問合先：企画課広報広聴係（Tel.28-8005）

掲載期間：1か月／6か月／12か月 ※申込期限：掲載号の前月の5日（12月号に掲載する場合は11月5日まで）  
 広告掲載場所：広報たきかわお知らせページ（5段組）最下段

広告料：1枠（縦45mm×横180mm）①25,000円／1か月 ②142,000円／6か月 ③275,000円／12か月  
 半枠（縦45mm×横88mm）①18,000円／1か月 ②102,000円／6か月 ③198,000円／12か月

### ▼滝川市公式ホームページバナー広告

問合先：総務課情報推進係（Tel.28-8010）

掲載期間：1か月単位（毎月1日開始）規格60×150ピクセル GIF形式 4キロバイト以下

広告掲載場所：滝川市公式ホームページ広告掲載エリア8枠

広告料：トップページ ①15,000円／1か月 ②85,000円／6か月 ③165,000円／12か月  
 トップページ以外 ①10,000円／1か月 ②57,000円／6か月 ③110,000円／12か月

### ▼滝川市庁舎壁面広告

問合先：総務課総務係（Tel.23-1234）

掲載期間：1か月単位（最長6か月・更新可）

広告掲載場所：庁舎南側玄関A2版4枠・1階エレベーターホールB2版2枠

広告料：A2版（594mm×420mm）1枠5,000円／月 B2版（728mm×515mm）1枠7,500円／月

### ▼滝川市庁舎玄関マット広告

問合先：総務課総務係（Tel.23-1234）

掲載期間：1年間（広告主の希望により1か月単位可）

マット設置場所：庁舎南北玄関風除室・東側玄関風除室・東西エレベーター内（4台）

広告料：広告主とダスキンの滝川との契約になります。（ダスキンの滝川：Tel.0120-450-532）